

(報 告)

令和2年度京都府いじめ調査(1回目)の結果について

いじめ防止対策に関連し、府のいじめ調査結果(1回目)を取りまとめましたので、下記のとおり報告します。

令和2年10月2日

教育長 橋本 幸三

記

1 京都府いじめ調査の実施について(概要)

※別紙1のとおり

2 令和2年度いじめ調査(1回目)の結果について

(小・中・義務教育学校、府立学校)

※別紙2のとおり

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

(1) 1回目及び2回目の調査を3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。

(2) 1回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等により、学校の実態に応じて、追跡調査を実施する。

(3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

5 結果の集計

(1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。)
未解消	○次の3区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。) 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。)

(2) 項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。

(3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

※ 令和2年度1回目の調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の課業期間が例年と異なり、また地域によっても異なることから、いじめの解消・未解消については、一定期間をおいた上での報告とする。

6 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れた検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2

令和2年度いじめ調査(1回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童生徒数等

(単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数	
				家庭訪問による 調査(内数)	前回から連続して 未調査者数
小学校	200	58,913	58,664	53	249
中学校	97	29,749	29,545	293	204
合計	297	88,662	88,209	346	453

(2) アンケート方法

(単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	173	19	82	10
無記名式	7	1	4	1
合計	180	20	86	11

2 認知件数

(単位:件)

	小学校			中学校		
	認知	重大事態		認知	重大事態	
		要支援	要指導		要支援	要指導
府立				9	0	0
向日市	428	0	0	39	0	0
長岡京市	693	0	0	43	0	0
大山崎町	68	0	0	3	0	0
宇治市	913	0	0	88	0	0
城陽市	639	0	0	45	0	0
八幡市	412	0	0	41	0	0
京田辺市	504	0	0	34	0	0
木津川市	882	0	0	70	0	0
久御山町	158	0	0	12	0	0
井手町	40	0	0	2	0	0
宇治田原町	15	0	0	3	0	0
精華町	295	0	0	16	0	0
相楽東部連合	33	0	0	0	0	0
亀岡市	433	0	0	58	0	0
南丹市	47	0	0	11	0	0
京丹波町	50	0	0	5	0	0
綾部市	327	0	0	15	0	0
福知山市	659	0	0	58	0	0
舞鶴市	732	0	0	93	0	0
宮津市	155	0	0	45	0	0
京丹後市	358	0	0	34	0	0
伊根町	9	0	0	0	0	0
与謝野町	62	0	0	13	0	0
中学校組合				5	0	0
合計	7,912	0	0	742	0	0

3 いじめの態様

(単位:件/複数回答可)

態様	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
小学校	4,097	1,413	2,081	908	239	404	837	163	742	10,884
中学校	430	82	135	49	10	35	37	71	95	944

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	小学校	中学校
保護者、児童生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	14	49
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	61	47
フリースクール等の学校以外の施設に通所	159	100
病気・入院等により調査ができない。	5	4
その他	10	4
合計	249	204

令和2年度いじめ調査(1回目)の結果について(府立特別支援学校・高等学校)

1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	在籍者数	調査数	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	前回から連続して未調査の数(内数)
高校	30,706	30,653	42	53	6
特別支援	1,682	1,673	3	9	1
合計	32,388	32,326	45	62	7

(2) アンケート方法 (単位:校)

	高校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	50	0	11	0
無記名式	0	0	0	0
合計	50	0	11	0

2 認知件数

(単位:件)

	認知	重大事態		
		見守り	要支援	要指導
高校(全日制)	147	0	0	0
高校(定時制)	20	0	0	0
高校(通信制)	1	0	0	0
高校合計	168	0	0	0
特別支援学校	68	0	0	0

3 いじめの態様

(単位:件)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	84	17	13	2	3	6	9	28	11	173
高校(定時制)	15	1	1	0	0	0	0	3	1	21
高校(通信制)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
高校合計	100	18	14	2	3	6	9	31	12	195
特別支援学校	35	10	21	9	1	1	7	7	5	96

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、児童生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	16	3	—	3
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	3	1	—	3
フリースクール等の学校以外の施設に通所	0	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	6	1	—	0
休学中、または休学の手続き中である。	9	7	—	0
施設に入所中である。	0	0	—	0
留学中である。	0	0	—	0
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	3	2	—	0
病気・入院等により調査ができない。	2	0	—	2
その他	0	0	—	1
合計	39	14	※	9

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

